

山LP協第 49 号
令和5年 6月 2日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 床 西 悟 (印略)

テールゲートリフター特別教育を行う講師を対象としたインストラクター講習の開催について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、全国LPガス協会から通知がありましたので、その概要をお知らせします。

(インストラクター講習)

- インストラクター講習は、社内で従業員に特別教育を行う講師を養成する講習です。特別教育における教え方のポイントなどが習得できます。
- 今回は、東京会場及び大阪会場 (各 2 回開催) のご案内です。(これ以外に福岡会場が計画中)
- 詳細は陸上貨物運送事業労働災害防止協会 (陸災防) のホームページをご覧ください。

【陸災防ホームページURL】

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kyouiku>

○テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化
貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となりました。令和6年2月1日以降は、カリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: info@y-lpgas.jp